

運 行 管 理 規 程

秋 北 バ ス 株 式 会 社

運 行 管 理 規 程

昭和40年	1月	1日	制定
昭和45年	8月	1日	改訂
昭和56年	4月	1日	改訂
昭和61年	4月	1日	改訂
平成11年	9月	1日	改訂
平成14年	2月	1日	改訂
平成19年	2月	1日	改訂
平成21年	5月21日		改訂
平成22年	5月16日		改訂
平成23年	4月	1日	改訂

(目 的)

第1条 この規程は、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という）にもとづき運行管理者の職務とその権限及び責任を明らかにし、もって事業用自動車の運行の安全と乗務員の指導監督の完璧を期することを目的とする。

(運行管理者及び同補助者の選任・解任)

第2条 運行管理者及び同補助者の選任、解任は次の各号による。

- ① 営業所には、運輸規則第47条の9に定められた数の運行管理者及び補助者を配置する。運行管理者は他の営業所の運行管理者、補助者を兼務することはできない。補助者は運行管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り他の営業所を兼務することができる。
- ② 運行管理者は、道路運送法第23条の規定及び運輸規則第47条の9の規定で定められた要件を備えたものでなければならない。
- ③ 運行管理者及び補助者は、その職務を離れた場合、あるいは職務行使について不都合があった場合、これを解任する。
- ④ 運行管理者の選任、解任については運輸規則第68条の規定により15日以内に当該営業所を管轄する運輸支局長に届出なければならない。
- ⑤ 運行管理者及び補助者の発令は、当社の社内規程による。

(運行管理補助者の資格要件)

第2条の2 運行管理補助者の資格要件は次のとおりとする。

運行管理者資格者証若しくは貨物自動車運送事業法第19条第1項に規定する運行管理者資格者証の交付を受けていること。又は、国土交通大臣が認定する運行管理者基礎講習を修了していること。

(業務の組織・職責及び権限)

第3条 運行管理の組織・職責及び権限は次の各号による。

- ① 営業所長は、運行管理者の職権行使の状況について指導監督する。
- ② 運行管理者は、営業所長の指示により運行管理業務の一切を行なう。
- ③ 運行管理者が2名以上配置されている営業所においては、統括運行管理者が運行管理業務を統括する。
- ④ 統括運行管理者又は運行管理者は運行管理補助者に対し指導及び監督を行なう。
- ⑤ 運行管理補助者は、統括運行管理者又は運行管理者の指示により運行管理業務を補助する。又、運輸規則第24条の点呼に関する業務を行うことができる。
- ⑥ 運行管理補助者は運行の可否の決定等については運行管理者に報告を行いその指示を仰がなくてはならない。

(運行管理者及び同補助者の勤務)

第4条 営業所長は、運行管理者及び同補助者の勤務交番の作成に対し、これを適切に運用するよう指導しなければならない。ただし勤務時間は就業規則に定めるところによる。

(運行管理者の管掌事項)

第5条 運行管理者は、運輸規則第48条の規定にもとづき各号を管掌しなければならない。

- ① 車掌の乗務
 - イ. 車掌乗務の割当及び乗務の確認を行なうこと。
 - ロ. 車掌と運転士の組み合わせは人物・経験などを考慮して行なうこと。
- ② 異常気象時における措置
天災、その他の理由により旅客の安全輸送の確保が困難と認められた場合には、別に定める安全運転要領及び別に定める異常気象時における連絡内規による待機、運行中止等、乗務員に対する指示その他安全のための措置を講ずること。
- ③ 乗務員割りの作成
乗務員の過労防止等を十分考慮して作成すること。
- ④ 乗務員の過労防止
過労防止対策は、次のとおりとする。
 - イ. 乗務時間、走行キロ、休憩時間等・勤務体制の適正を図ること。
 - ロ. 公休、休日等は公平かつ効果的に与えること。
 - ハ. 労働協約、就業規則等の遵守を指導すること。
 - ニ. 乗務員全体の乗務の調整を図ること。
 - ホ. 休憩・睡眠または仮眠に必要な施設を適切に管理すること。

- ⑤ 過労乗務員等の乗務阻止
酒気を帯びた状態に有る乗務員、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を乗務させてはならない。
- ⑥ 点呼
- イ. 仕業点呼
- (1) 点呼は厳正確実に行なうこと。
 - (2) 執行場所は営業所内の定め的位置とする。
 - (3) 点呼は別に定める点呼執行要領による他、特別指示及び質問について適宜に行なうこと。
 - (4) 点呼の結果は具体的に点呼簿に記録し、その記録を1年間保存すること。
- ロ. 終業点呼
- (1) 終業点呼は帰着後速やかに行ない、報告受理者、場所及び点呼簿への記録は仕業点呼に準じて行なうこと。
 - (2) 報告受理の結果、他の係または交替者に連絡通報事項があるときは確実に行なうこと。
- ハ. 仕業点呼・終業点呼の結果は前日分を速やかに、営業所長へ報告すること。
- ニ. アルコール検査に用いる検知器は、常時有効に保持しなければならない。
- ⑦ 乗務記録（以下「乗務日報」という）
乗務日報の処理は次のとおりとする。
- イ. 乗務日報は、運転士・車掌に作成させ終業点呼の際、提出させる。
- ロ. 事故、著しい遅延が発生した場合には、その概要及び原因を記録させること。
- ハ. 乗務日報の内容の審査を行ない、次の運行計画の資料とするとともに整理保管又は関係の係に回付する。
- ニ. この乗務日報は1年間保存すること。
- ⑧ 運行記録計による記録
- イ. 次に掲げる事項を記入させ、終業点呼の際に記録紙を提出させなければならない。
- (1) 運転士名
 - (2) 車両番号
 - (3) 乗務開始及び終了年月日
 - (4) その他必要事項
- ロ. 運行管理者は、記録紙の内容を判定し運行状況を把握するとともに、異常の認められる記録紙については、当該運転士に対し事情を聴取し注意を与える等指導監督を行なうこと。
- ハ. 記録紙の判定基準は次のとおりとする。
- (1) 制限速度を著しく超えるもの。
 - (2) 運行速度に著しくむらのあるもの。

- (3) 発車・経過・到着などの指定時刻に対して早発または著しく遅延しているもの。
- (4) 経過地・行先・休憩時間・乗務交替地点などが、運行指示と著しく異なるもの。
- (5) 運行記録計が故障しているもの。
- (6) 記録計の指針を修正したり、記録紙に不正加筆したもの。
- (7) 事故又は車両故障、その他異常事態の発生したもの。
- (8) その他特に注意を必要とするもの。

二. 記録紙は1年間保存すること。

- ⑨ 運行記録計取付車両の配置及び保守管理
運行記録計が故障した場合は、速やかに整備管理者に連絡の上処置すること。
- ⑩ 運転基準図の作成
所轄運行系統ごとに安全運転のため運輸規則第27条に定める事項を記載した運転基準図を作成し、変更のあった時は速やかに訂正し、乗務員の指導に当ること。
- ⑪ 運行表
運輸規則に定められた運行表を調整作成し、乗務員に携行させること。
- ⑫ 運行経路調査
一般貸切旅客自動車の運行に当っては、当該経路の道路状況を事前に調査し、この結果運行指示書を作成し運転士に指示・携行させるとともに、当該経路の状態に適すと認められる自動車と運転士を配置すること。
- ⑬ 選任外運転士の乗務禁止
旅客事業用運転士として選任されたもの以外の運転者を乗務させないこと。
- ⑭ 乗務員の指導監督
 - イ. 乗務員の服務規程の周知徹底を図ること。
 - ロ. 運行に関する諸法令、非常信号用具・非常口、消火器等の取り扱い方、接客サービス及び事故例等について研究集会を定期的に、又は必要に応じて随時行なうこと。
 - ハ. 運行状況を常に把握し、状況に変化があるときは適切なる指示を行なえる体制を確立しておくこと。
 - ニ. 乗務員の交通法令・服務規則等の遵守状況を監督するため、随時添乗指導を行なうこと。
 - ホ. 乗務員に乗務指示を行なうときは、健康（疲労）の状況、運行地の熟知、車両の配置等、充分考慮の上適応した割当及び配置をする。
 - ヘ. 乗務員（運転士）台帳を作成して営業所へ備え置き、指導教育に活用すること。
- ⑮ 非常信号用具の備付
非常信号用具の備付の確認を行なうこと。

- ⑩ 資格要件外運転士の乗務禁止
政令（昭和31年政令第256号）要件を備えない者に運転をさせないこと。
- ⑪ 事故再発防止の措置及び事故惹起者への指導
事故再発防止には次のことを行なう。
イ. 事故の調査及び原因の究明を行い、記録書を作成すること。
ロ. 事故統計分析表等にもとづき乗務員を指導すること。
ハ. 事故発生状況からみた防止対策をたて実行すること。
ニ. 会社及び監督官庁からの自動車事故警報等及び乗務員に関係ある通達等の主旨を正しく理解させるよう周知徹底を図ること。
ホ. 事故の記録は事故速報をもって充てる。事故速報には次の項目を記録し、この記録を3年間保存する。
1. 乗務員の氏名
2. 当該自動車の登録番号
3. 事故発生年月日
4. 事故発生場所
5. 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
6. 事故の概要（損害の程度を含む。）
7. 事故の原因
8. 再発防止策

2. 運行管理者は前項のほか、次の各号を管掌しなければならない。

- ① 運行の引き受け及び継続の拒否
運輸規則第13条に定める事項について乗務員へ指導徹底すること。
- ② 危険物等の輸送制限
運輸規則第52条に定める事項について乗務員へ指導徹底すること。
- ③ 遅延の場合の措置
イ. 一般乗合旅客自動車運送事業においては運行車両が20分以上遅れた場合は、その原因を調査し、運行確保に努めなければならない。
ロ. 遅延原因が判明したときは、営業所、待合所等見やすい場所に掲示すること。
ハ. 一般貸切旅客自動車運送事業の場合、到着時刻より2時間以上遅れた場合はその原因を調査しなければならない。
- ④ 天災事故等の措置
天災その他の事故により事業計画の定めるところに従って、運行ができなくなったため旅客の利便を阻害するおそれがある場合は、遅滞なく次に掲げる事項を旅客が見やすいよう、待合室等に掲示するとともに、本社管轄部署及び関係営業所へ連絡しなければならない。

- イ. 事故発生した日時及び場所
- ロ. 事故の概要
- ハ. 復旧の見込み
- ニ. 臨時の計画により乗合自動車を運行するときはその概要
- ホ. 旅客が当該運行系統に替えて利用することができる他の運行系統。

⑤ 事故発生時の措置

運行管理者は運転士、その他の者より事故発生の通知を受けたときは、次の各号により措置するとともに、事故報告要領にもとづき本社管轄部署へ報告すること。

- イ. 直ちに必要な応急措置を指示すること。
- ロ. 軽微な事故を除き必ず現地に急行し、発生状況等原因を調査すること。
- ハ. できる限り目撃者、相手方の意見を徴すること。
- ニ. 代車等をもって旅客の運送を継続または送還の措置をすること。
- ホ. その他の旅客を保護すること。
- ヘ. 死傷者のあるときは、速やかに応急、その他必要な措置を講じること。
- ト. 死者又は重傷者のあるときは、速やかにその旨を家族に連絡をしなければならない。
- チ. 遺留品を保護するとともに死傷者を保護する。
- リ. 重大なる事故のときは、上長に直ちに報告して措置について指示を受けること。

⑥ 事故発生時の措置についての乗務員教育

運行管理者は、乗務員に対して車両運行中万一事故が発生した場合、措置すべき事項について周知徹底させておかなければならない。

- イ. 死傷者のある場合には、まず救急措置をとること。
- ロ. 損害拡大防止の措置をとること。
- ハ. 警察署に届出連絡すること。
- ニ. 所轄営業所に連絡し、運行管理者の指示を受けること。

⑦ 制服等着用の確認

制服・制帽等の着用を確認すること。

⑧ 事業用自動車の車内掲示

- イ. 乗務員に掲示義務の指導及び掲示の場所・設備・方法等を考慮して見やすい掲示の徹底を図る。
- ロ. 事業用自動車内に事業者の名称、乗務員の氏名、自動車登録番号、物品の持ち込み制限に関する事項、旅客の禁止行為に関する事項、禁煙の表示を旅客の見やすいように掲示しなければならない。

⑨ 事業用自動車への応急器具等の備付

- イ. 応急用器具及び部品・赤色旗・赤色合図燈等の非常信号用具を必ず備付すること。
- ロ. 消火器は備付の確認を行ない12ヶ月点検整備ごとに点検を行なうこと。

(研修会等への出席義務)

第6条 運行管理者及び同補助者は、次の各号の研修会等へ出席を指示された場合は、やむを得ない事由のある以外は、これを拒否してはならない。

- ① 運輸局長の行なうもの。
- ② 担当部長の行なうもの。
- ③ その他必要と認めるもの。

(附則)

第7条 本規程の改廃は、規程管理規程の定めるところによる。

2. 本規程は昭和40年1月1日より施行する。
3. 本規程は平成23年4月1日から改訂実施する。
〔平成22年4月28日旅客自動車運送事業運輸規則改正に伴う〕
4. 本規程改廃の主管部門は経営管理部総務課とする。

運行管理規程 新旧対照表

新	旧
<p>(運行管理者の管掌事項)</p> <p>第5条 運行管理者は、運輸規則第 48 条の規定にもとづき各号を管掌しなければならない。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>⑥ 点呼 イ～ハ (省略)</p> <p>ニ. アルコール検査に用いる検知器は、常時有効に保持しなければならない。</p> <p>⑦～⑱ (省略)</p> <p>(附則)</p> <p>第7条 本規程の改廃は規程管理規程の定めるところによる。</p> <p>2. 本規程は昭和 40 年 1 月 1 日より施行する。</p> <p>3. 本規程は平成 23 年 4 月 1 日から改訂実施する。 〔平成 22 年 4 月 28 日旅客自動車運送事業運輸規則改正に伴う〕</p> <p>4. 本規程改廃の主管部門は経営管理部総務課とする。</p>	<p>(運行管理者の管掌事項)</p> <p>第5条 運行管理者は、運輸規則第 48 条の規定にもとづき各号を管掌しなければならない。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>⑥ 点呼 イ～ハ (省略)</p> <p>ニ. アルコール検査に用いる検知器は、常時有効に保持しなければならない。</p> <p>⑦～⑱ (省略)</p> <p>(附則)</p> <p>第7条 本規程の改廃は規程管理規程の定めるところによる。</p> <p>2. 本規程は昭和 40 年 1 月 1 日より施行する。</p> <p>3. 本規程は平成 23 年 4 月 1 日から改訂実施する。 〔平成 22 年 4 月 28 日旅客自動車運送事業運輸規則改正に伴う〕</p> <p>4. 本規程改廃の主管部門は経営管理部総務課とする。</p>